

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 普通母樹林の指定の解除

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地収用法による事業の認定

県道の路線の認定

道路の区域の変更

道路の区域の決定

自転車歩行者専用道路の指定

道路の供用の開始

都市計画の変更(二件)

開発行為に関する工事の完了

都市計画法第六十六条による告示

鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正

◇ 人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

◇ 正 誤 鳥取県立高等学校学則中訂正

告 示

鳥取県告示第千三十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	面積	所有者の住所及び氏名
四十五 一六	昭和五十一年 十二月二十日	すぎ	八頭郡若桜町大字 諸鹿八八七一一	〇・三四 ヘクタール	八頭郡八東町大字 三浦倉 見 徳 雄
四十五 一七	昭和五十一年 十二月二十日	すぎ	八頭郡佐治村大字 高山六七四一三	〇・〇四 ヘクタール	八頭郡佐治村大字 加瀬木 西 尾 寿 一
四十五 一八	昭和五十一年 十二月二十日	すぎ	八頭郡佐治村大字 加瀬木一五七二	〇・〇三 ヘクタール	八頭郡佐治村大字 加瀬木 西 尾 寿 一

鳥取県告示第千三十九号

昭和五十一年七月二十二日付けで岩美郡国府町大字町屋三九七番地二国府町果実農業協同組合組合長武田實から申請のあった土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき、審査した結果これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法

第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十号

昭和五十一年九月二十二日付けで江府町から申請のあつた土地改良(助

沢地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十一号

昭和五十一年十一月二十六日付けで関金町から申請のあつた土地改良(

湯原地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月二十九日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
八東町
- 二 事業の種類
八東町山村開発センター建築事業

三 起業地

- 1 収用の部分
八頭郡八東町大字北山字上柳縄手地内
- 2 使用の部分
なし

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八東町役場

鳥取県告示第千四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、次の県の路線を認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号	整理	路線名	終	起	点	点	重要な経過地
245		桑原坂本線	鳥取市				
243		福木関金線	東伯郡三朝町大字坂本	東伯郡関金町大字関金宿			
240		大高下口波多線	八頭郡智頭町大字坂本	八頭郡智頭町大字口波多			
232		鱒返余戸線	(岡山県苫田郡阿波村大字鱒返)	八頭郡佐治村大字余戸			
231		西谷那岐停車場線	八頭郡智頭町大字西谷	八頭郡智頭町大字大背			
230		西字塚那岐停車場線	八頭郡智頭町大字西字塚	八頭郡智頭町大字大背			
210		俵原青谷線	気高郡青谷町大字八軒屋	東伯郡三朝町大字俵原			

に基づき、次の路を自転車歩行者専用道路に指定するので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路 線 名	指 定 する 期 日
県道	鳥取河原自転車道線	昭和五十一年一月四日

鳥取県告示第千四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年十二月二十八日から三週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路 線 名	区 間	供用開始の期日
県道	鳥取河原自転車道線	鳥取市行徳は三八九番地先から 同市叶外河原四九六番一地先ま で	昭和五十一年 一月五日

鳥取県告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

- 二・一・二号 富安宮下線
- 二・一・六号 上町松並線（変更前） 二・一・六号 上町十六本松線
- 一・三・三号 西品治田園線（変更前） 一・三・三号 行徳田島線
- 二・一・二号 宮下十六本松線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 二・一・二号 富安宮下線

削除する部分

岩美郡国府町大字奥谷字追詰土居、字河田、字辺田ケ坪及び字宝蔵免並びに大字宮下字庄司ケ瀬、字向畑ケ、字四反長、字八町、字内毛田、字下毛田、字以原、字八反田及び字下鷲尾並びに鳥取市立川町五丁目字五万田、字上鳥見、字下鳥見、字三反長、字大川測及び字畑ケ田、大杵字横長、字一本木、字代ノ田、字北崎及び字八反田、吉方温泉四丁目、吉方、南吉方一丁目、興南町、富

(2) 安一丁目、富安二丁目、扇町、天神町、古市字塚ノ本、字下寺屋敷、字棚田、字島田、字田ノ向、字南八ツ口、字西八ツ口及び字行徳廻り土手外並びに幸町

変更する部分

鳥取市松並町二丁目

削除する部分

鳥取市秋里字埋立、字上土居、字西土居、字上寺後、字出張、字宮之出口、字長町、字上下水越及び字松下、江津字西高矢倉、字四反長、字神妙、字前田、字下土居及び字船附並びに浜坂字柳原及び字下河原四

(3) 一・三・三号 西品治田園線

変更する部分

鳥取市西品治字猿尾間二、字土手下一及び字土手下二

削除する部分

鳥取市幸町、古市字行徳廻り土手外、字下新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内一及び字御棚ノ内二、西品治字猿尾間一、行徳は並びに行徳ろ

(4) 二・一・二号 宮下十六本松線

追加する部分

岩美郡国府町大字奥谷字追詰土居、字河田、字辺田ケ坪及び字宝蔵免並びに大字宮下字庄司ケ瀬、字向畑ケ、字四反長、字八町、字内毛田、字下毛田、字以原、字八反田及び字下鷺尾並びに鳥取市立川町五丁目字五万田、字上鳥見、字下鳥見、字三反長、字大川

測及び字畑ケ田、大杓字横長、字一本木、字代ノ田、字北崎及び字八反田、吉方温泉四丁目、吉方、南吉方一丁目、與南町、富安一丁目、行徳は、行徳ろ、富安二丁目、扇町、天神町、幸町、古市字塚ノ本、字下寺屋敷、字棚田、字島田、字田ノ向、字南八ツ口、字西八ツ口、字下新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内一、字御棚ノ内二及び字御棚ノ内三、西品治字行徳乗越、字猿尾間一、字猿尾間二、字土手下二、字土手下三、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ一及び字松下、安長字下河原、字長丁及び字埋立、秋里字上安長、字上土居、字上寺後、字西土居、字出張、字宮之出口、字長町、字上下水越、字松下、字皆竹畑、字東皆竹及び字藪ケ土手、江津字西高矢倉、字四反長、字神妙、字大正、字紀念、字下土居、字前田及び字船附並びに浜坂字柳原及び字下河原四

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和三十五年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路

三・五・四号 倉吉森線

三・六・四号 倉吉広瀬線

三・六・五号 倉吉関金線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 三・五・四号倉吉森線

変更する部分

倉吉市字西淀広、西倉吉町字朝日、字稲成、字屋敷及び字中城、

秋喜字清水山及び字清水元並びに福光字古屋敷、字下折口及び字

屋敷畑

(2) 三・六・四号 倉吉広瀬線

変更する部分

倉吉市字西淀広

(3) 三・六・五号倉吉関金線

変更する部分

倉吉市西倉吉町字朝日並びに丸山町字円山及び字七右エ門田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十一月九日 鳥取県指令受都計第四百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字犬島赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市卯垣一三四

藤原不動産有限公司

代表取締役 藤原精之助

鳥取県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・二米子中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市糺町一丁目、糺町二丁目及び昭和町地内

鳥取県告示第五十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年一月一日から施行する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

境港市湊町	境港市本町
境港支店	境本町支店

鳥取県食品加工研究所
 鳥取県境港水産事務所
 鳥取県境港警察署
 鳥取県立境高等学校
 鳥取県立境水産高等学校
 鳥取県立境港工業高等学校

を

境港支店	境港市湊町	鳥
境本町支店	境港市本町	鳥
		鳥
		鳥
		鳥
		鳥

取県食品加工研究所
 取県境港水産事務所
 取県境港警察署
 取県立境高等学校
 取県立境水産高等学校
 取県立境港工業高等学校

に改める。

第三号の表の株式会社鳥取銀行の境港支店の項、株式会社扶桑相互銀行の境支店の項、米子信用金庫の境支店の項及び株式会社松江相互銀行の境支店の項中「株式会社山陰合同銀行境本町支店」を「株式会社山陰合同銀行境港支店」に改め、同表の渡農業協同組合の項、上道農業協同組合の項及び余子農業協同組合の項中「境本町支店」を「境港支店」に改める。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十一号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

日野郡日南町上萩山二二三ノ一番地

多里小学校上萩山

分校 二級

を

日野郡日南町上萩山二二三ノ一番地

多里小学

日野郡日南町上萩山二二三ノ一番地

多里小学

校上萩山分校 二級
校上萩山季節間分校 二級

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。

正 誤

鳥取県立高等学校学則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号）
中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

二十七 上

名 日生

年 月

氏

名 日生

年 月

氏